

特定機能病院制度の概要

参考資料1

趣 旨

高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として、平成4年の医療法改正で創設（厚生労働大臣が個別に承認）。

※承認を受けている病院（平成26年6月4日現在） ... 84病院（大学病院本院78病院）

役 割

- 高度の医療の提供
- 高度の医療技術の開発・評価
- 高度の医療に関する研修

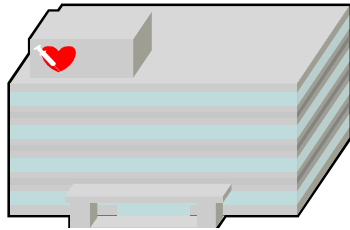
承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること
（紹介率50%以上、逆紹介率40%以上の維持）
- 病床数 400床以上の病床を有することが必要
- 人員配置
 - ・ 医 師.....通常の病院の2倍程度の配置が最低基準
 - ・ 薬剤師.....入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
 - ・ 看護師等..入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）
[外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]
 - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備.....集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要 等

※ がん等の個別領域について高度かつ専門的な医療を提供する病院については、紹介率等についてより高い水準の承認要件を設定。

特定機能病院の役割

高度の医療（特定機能病院）



総合診療能力

<要件>

- 400床以上 ○診療科16以上
- 手厚い人員配置
- 医療安全管理体制 等

<要件>

- 特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療を提供
 - ・先進医療への取組
 - ・特定疾患への取組
- 臨床検査・病理診断の実施体制
- 集中治療室等の設備

高度の医療の提供

<要件>

- 特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療に係る技術の評価及び開発
 - ・国等からの補助等による研究
 - ・査読のある英語論文数が70件以上
- 医療技術の有効性及び安全性を適切に評価

高度の医療技術の開発・評価

<要件>

- 高度の医療に関する臨床研修・専門的な研修を受ける臨床研修を終了した医師及び歯科医師の数が年間平均30人以上

高度の医療に関する研修



機能分化

安定後、地域医療へ逆紹介
(要件:逆紹介率40%以上)

医療技術の進歩・人材の育成等により、広く国民の健康に貢献

地域医療の枠を超えるような高度な医療等の必要時に紹介
(要件:紹介率50%以上)

地域医療・救急医療



地域医療提供体制の確保

- かかりつけ医機能
- 救急医療など5疾病5事業 等

↓
地域の医療機関の連携による「地域完結型」の医療提供体制の確立